

# 教育政策課 教育委員会事務局における一般業務に 従事する職員（会計年度任用職員）募集要項

## 1 募集人数

1名

## 2 業務内容

大阪市教育委員会事務局の教育政策課の一員として担当職員と連携し、主に以下の教育政策課所管事業にかかる業務を行います。

- ・データ収集、データ整理・集約、データ入力・点検等
- ・通知、照会に関する業務
- ・会議録の作成
- ・電話、来庁者対応
- ・その他、業務に必要な事務作業（ワード、エクセルの操作）等

## 3 応募資格

次の(1)から(3)の受験資格を満たす方がこの試験を受けることができます。

- (1) 平成 20 年 4 月 1 日以前に生まれた方
- (2) パソコンソフト（Microsoft Word・Excel 等）の基本的な操作ができる方
- (3) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない方

※学歴は問いません。また、日本国籍を有しない方は受験できません。

### 【地方公務員法第 16 条】（抜粋）

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（注）条件付採用期間あり（1か月）

（注）勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長 3 年）

## 5 勤務条件等

### (1) 勤務時間・日数

午前9時から午後5時15分（うち休憩時間45分） 週4日30時間

月曜日から金曜日のうち週4日勤務（勤務日については相談可）

（注）時間外労働あり

### (2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日までの期間）に加え、月曜日から金曜日のうち指定する週1日

### (3) 勤務場所

大阪市教育委員会事務局 総務部 教育政策課

（大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所3階）

### (4) 報酬等

報酬（月額）※地域手当込み	176,436円	～	196,620円
期末・勤勉手当（6月・12月に支給）	624,140円	～	914,280円
収入見込（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）	2,741,372円	～	3,273,720円

（注）上記報酬額等については変更となる場合があります。

- 採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。
- 上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。
- 期末・勤勉手当は、1年目は3.5375月分ですが、再度の任用がされた場合、2年目以降は4.65月分となります。

### (5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12日 付与期間：令和8年4月1日（任用日）～令和9年3月31日（任期満了日）
特別休暇	<p>【有給】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>夏季休暇</li><li>・忌引休暇</li><li>・結婚休暇</li><li>・配偶者分べん休暇</li><li>・産前産後休暇</li><li>・育児参加休暇</li><li>・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等</li></ul> <p>【無給】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生理休暇</li><li>・妊娠障害休暇</li><li>・育児時間休暇</li><li>・子の看護等休暇</li><li>・短期介護休暇</li><li>・ドナー休暇</li></ul>

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり

### (6) 社会保険

健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

(7) 災害補償

地方公務員災害補償法の定めるところによります。

(8) 服務

ア 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

イ 営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

## 6 選考方法

(1) 第1次選考（書類選考（採用申込書による）

ア 経歴等に基づき職務の適性、事務処理能力等を審査します。

イ 結果については、第1次選考受験者全員に対し本人あて送付します。

ウ 書類選考の合格者には、書類選考結果通知に、口述（面接）試験の時間等の詳細を併せて記載し、令和8年2月6日（金曜日）頃に普通郵便にて受験者本人あてに送付する予定です。なお、令和8年2月13日（金曜日）までに結果通知が届かない場合は、2月16日（月曜日）午後5時までに教育委員会事務局総務部教育政策課へ連絡してください。

(2) 第2次選考（口述（面接）試験）

ア 個別面接において職務に対する適性、意欲及び姿勢等を審査します。

イ 実施予定日：令和8年2月20日（金曜日）予定

ウ 実施予定場所：大阪市役所（大阪市北区中之島1-3-20）の会議室等を予定

エ 結果については、第2次選考受験者全員に対し本人あて送付します。

（注）面接日時、場所等の詳細については当方で指定のうえ、第1次選考合格者あて別途連絡します。なお、面接時間等の変更については原則として応じられません。

## 7 応募方法

次の(1)～(3)の書類等を封筒（封筒の表面に「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書き）に入れ、送付又は持参してください。なお、送付中の事故については責任を負いませんので、郵便等の場合は、簡易書留（又は簡易書留に準ずるもの）など、必ず配達の確認が可能な方法を利用してください。また、料金不足の場合は受け付けません。

### 【提出書類】

- (1) 大阪市教育委員会事務局教育政策課会計年度任用職員採用申込書（本市所定様式） 1通  
所定の様式に必要事項を印字または記入のうえ、過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。
- (2) 申し立て書（本市所定様式） 1通  
所定の様式に氏名、住所及び生年月日を記入し、提出してください。
- (3) 「書類選考結果通知」送付用の定形封筒（長形3号） 1通  
必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

## 8 申込期限

送付の場合 令和8年1月30日（金曜日）必着

持参の場合 令和8年1月30日（金曜日）午後5時30分まで

## 9 申込先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20  
大阪市役所 3階 教育委員会事務局総務部教育政策課  
(注) 大阪メトロ御堂筋線、京阪本線「淀屋橋駅」下車 北へ

## 10 その他

- (1) この選考において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報は、本選考の円滑な遂行のために用い、「個人情報の保護に関する法律」及び「大阪市個人情報保護の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適正に管理します。
- (3) 提出書類に不備がある場合は、正式に受付することができませんので、返信用封筒を用いて返送する場合がありますが、この場合に生じた申込みの遅延及び費用については一切責任を負いません。
- (4) 合格後、受験資格がないこと及び採用申込書等の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (5) 本採用は、令和8年度予算の発効をもって有効とします。

## 11 問い合わせ先

大阪市教育委員会事務局総務部教育政策課 担当：中谷・東  
住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所3階）  
電話：06-6208-9014 FAX：06-6202-7052

### 応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

#### 【大阪市職員基本条例】（抜粋）

##### （倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

##### （職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

##### 【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと